

報道資料

令和4年11月18日(金)

福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 担当:馬場・野坂
電話:0742-27-8653(ダイヤルイン)内線:3110、3111

新型コロナウイルス感染症の院内感染事案(クラスター事案)の発生について (飛鳥病院第4報(最終報))

飛鳥病院において、これまでに入院患者20名 職員16名 計36名の感染が判明しました。感染状況から、入院病棟Aおよび入院病棟Bにおいて院内感染(クラスター)が発生したと考えられます。

これを受け、当該医療機関では病棟の職員及び入院患者に健康観察を行ってきましたが、健康観察期間が終了し、新たな感染者の発生は確認されていないことから、院内感染事案は終結し、本日(11月18日)から、飛鳥病院はすべての病院機能を再開します。

感染拡大の原因は、感染者の早期発見および感染防御策の徹底が不十分であったことと推定しています。当該医療機関では改めて職員の感染防御策の徹底(手指消毒、マスク着用、PPE(個人用防護具)着用)および職員・患者への健康管理の徹底を行うなどの再発防止策を講じたところです。

1 発生場所

飛鳥病院(所在地 高市郡高取町与楽 1160)

2 感染者の概要(合計36名)

- 経緯:入院病棟A 10月10日に1例の感染を確認。濃厚接触者等の検査結果から、10例の感染を確認。
入院病棟B 11月2日に1例の感染を確認。濃厚接触者等の検査結果から、24例の感染を確認。

- 感染者内訳:入院患者20名、職員16名
20代3名、30代3名、50代6名、60代10名、70代7名、80代7名

	入院病棟A	入院病棟B
入院患者	6名	14名
看護師	3名	6名
看護助手	2名	5名
合計	11名	25名

※第3報(11月4日)以降、新たに入院患者4名、職員6名の感染が判明しています。

3 県の対応

- 入院患者の健康観察の徹底と発熱等患者発見時の早期検査実施を指示。
- 職員の日常生活を含めての感染対策の徹底を指示

4 病院の対応(11月18日0時時点)

- 関係箇所の消毒実施
- 入院病棟Aの新規入院を休止(10月10日~11月4日)
- 入院病棟Bの新規入院を休止(11月2日~11月17日)

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、関係者等への取材はご遠慮ください。